

事務連絡  
令和元年 11月 14 日

法務局訟務部訟務管理官 殿  
地方法務局上席訟務官（総括） 殿

法務省訟務局訟務企画課訟務広報官

「取材対応について」の改正について

訴訟事件に関する広報事務の具体的な取扱いについては、平成19年4月2日付け当職事務連絡「訴訟事件に関する広報事務について」及び平成20年3月12日付け当職事務連絡「取材対応について」で連絡したところですが、今般、取材対応について、別紙のとおり改正し、令和2年1月6日から実施することとしましたので、連絡します。

機密性 2 情報

事務連絡  
令和元年11月14日

課長殿  
訟務支援管理官 殿

訟務企画課訟務広報官

「取材対応について」の改正について

訴訟事件に関する広報事務の具体的な取扱いについては、平成19年4月2日付け当職事務連絡「訴訟事件に関する広報事務について」及び平成20年3月12日付け当職事務連絡「取材対応について」で連絡したところですが、今般、取材対応について、別紙のとおり改正し、令和2年1月6日から実施することとしましたので、連絡します。

別紙

取材対応について

1	基本的姿勢	1
2	取材対応体制	2
(1)	訟務広報官等	2
(2)	取材対応部局	2
(3)	取材責任者	2
(4)	窓口応対者	3
(5)	取材応対者	3
3	取材対応における留意事項（事件関係）	3
(1)	面談による取材	3
(2)	電話による取材	5
(3)	記者説明（記者レク）	5
(4)	記者クラブに対する資料提供（投げ込み）	6
(5)	記者会見	7
(6)	個別の資料提供（投げ込みを除く。）	7
(7)	その他	9
ア	事件記録の閲覧の可否	9
イ	報道機関以外からの取材対応	9
ウ	行政庁による取材対応	9
エ	選任弁護士による対応	10
オ	証人・鑑定人等に対する取材	10
4	取材対応における留意事項（事件以外）	10
(1)	訟務事務全般	10
(2)	法務局・地方法務局の訟務以外の所掌事務、組織、職員の人事等に関する事項	10
5	取材対応結果報告等	11
6	新聞報道等の把握	11

## 1 基本的姿勢

(1) 国の利害に関係のある訴訟について、国民に国・行政庁側（以下「国側」という。）の主張を正しく理解してもらい、国側の主張に対して誤解を持たれることのないようにするために、法廷における訴訟活動以外の場面においても、報道機関に国側の主張についての情報を提供し、理解してもらうことが有益である。このような活動は、行政機関の一員である証務が国民に対してその活動についての説明責任を果たす上でも極めて重要であり、充実させていかなければならない。

したがって、報道機関の取材に対する対応等に当たっては、上記の趣旨を踏まえ、節度をもって親切、丁寧、かつ、正確に行うことを旨とする。逆に個人的な感想や、知らないこと、自信のないことを述べることは、報道機関の誤解を招き取材対応の目的に反することになるから、そのようなことのないよう留意しなければならない。

また、取材対応の目的は、報道機関に国側の主張を正しく報道してもらうことを通じて、国民に国側の主張を正しく理解してもらうことにある。

そこで、行政や訴訟に関する専門的知識を有しない国民にも国側の主張を正しく理解してもらうため、分かりやすい説明を心掛けなければならぬ。口頭説明だけでは国側の主張を正しく理解してもらうのが難しい場合、準備書面等を提供したり、必要に応じて、国側の主張等を見やすく、分かりやすく説明した資料を作成・提供して説明するなど工夫する必要がある。

(2) 取材対応の目的は、裁判所において行われた国側の主張を正しく理解してもらうことにあるから、取材の対象となるのは、国の利害に関係のある訴訟事件（以下「訴訟事件」という。）について国側が裁判所に主張・立証した事項及び上訴理由等であり、国側の内部事項である国側の主張・立証方針、和解に臨む方針、上訴するかどうか等の訴訟対応方針等は、取材の対象にはなじまず、今後の訴訟追行に支障を来すおそれのある事項であるから、言及しないよう留意しなければならない。

また、訴訟事件については、本省証務局・法務局証務部・地方法務局証務部門（以下「証務部局」ということがある。）が一体となって一元的・統一的に追行しており、訴訟事件に関して、何らかの組織の意思表明を伴う事項について答えるときは、常に、この証務組織の意向を踏まえて対応する必要がある。そのため取材対応について必要な範囲で情報を共有するとともに、疑義があれば上級庁に照会するなどして統一的な取材対応を行うよう努めなければならない。

なお、行政施策に関する取材については、所管行政庁が対応すべきもの

であることに留意する必要がある。

(3) 予防司法支援制度は、行政機関との信頼関係を前提に、施策の立案・遂行過程も含め、業務の中での法律上の問題点の検討について支援するものであり、個別的・具体的な予防司法支援事件について報道機関の取材に回答すると、国の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、個別的・具体的な予防司法支援事件に関する取材については、照会内容及び回答内容だけでなく、照会の有無も含めて回答することがないよう留意しなければならない。

(4) 取材対応に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の趣旨に十分に配意した対応をする。

## 2 取材対応体制

### (1) 訟務広報官等

訟務広報官は、訟務部局における取材対応の総括に関する事務をつかさどる。

訟務広報係は、訴訟事件（予防司法支援事件を含む。以下同じ。）を担当する本省所管課（訟務支援管理官を含む。以下「所管課等」という。）、法務局・地方法務局と連絡調整を図り、取材対応に関する情報を収集し、必要な情報を所管課等、法務局・地方法務局に提供するなどして適切な取材対応が行われるよう配慮しなければならない。

### (2) 取材対応部局

本省訟務局が単独又は法務局・地方法務局と共同してその処理を担当する事件に関する取材、その他所管課等が直接対応すべきと判断した事項に関する取材については、所管課等が対応する。所管課等が直接対応すべきと判断した事項に関する取材について、当該所管課等は関係する法務局・地方法務局及び訟務広報官（又は訟務広報係）にその旨を速やかに連絡する。

法務局が単独又は地方法務局と共同してその処理を担当する事件に関する取材、並びに地方法務局単独事件に関する取材で法務局が直接対応すべきと判断した事項に関する取材については、法務局が対応する。

地方法務局は、単独処理事件について、法務局の指示の下、対応する。

### (3) 取材責任者

取材対応部局に以下のとおり取材責任者を置く。

取材責任者は、取材対応に関する具体的な指示や判断を行う。

- ① 本省訟務局 訴訟事件を担当する所管課等の長
- ② 法務局 訟務部長

③ 地方法務局 総括上席証務官（上席証務官が1名の局は上席証務官）。  
ただし、対応に当たっては、上級庁の指示を求める。

(4) 窓口応対者

取材対応部局に取材応対窓口として、以下のとおり窓口応対者を置く。

- ① 本省証務局 訟務広報官又は訟務広報係
- ② 法務局 訟務管理官又は訟務管理官が指定した者
- ③ 地方法務局 取材責任者又は取材責任者が指定した者

(5) 取材応対者

ア 取材責任者は、取材内容に応じて、自ら取材応対をするか、又は以下の者の中から取材に直接対応する取材応対者を指定する（あらかじめ指定している場合を含む。）。

- ① 本省証務局 法務専門官以上の者
- ② 法務局 上席証務官以上の者
- ③ 地方法務局 上席証務官又はこれに準ずる者。ただし、各局において、法務局と協議の上、この定めより上位の職員を指定することを妨げるものではない。

イ 取材申込みが、窓口応対者を経由することなく直接取材応対者（取材責任者が直接対応する場合を含む。以下同じ。）に対して行われた場合でも、取材応対者は、窓口応対者に回付することなく取材内容等を聴取する等適切に対応して差し支えない。この場合、対応した要旨を窓口応対者に連絡する。

ウ 取材応対者以外の者は、原則として取材に応じない。ただし、訴訟事件の主任官（部付以上の者。ただし、事務官主任事件に関しては上席証務官）が法廷における指定代理人の発言や法律用語等について確認的な質問を受けたときは、客観的に明らかな範囲内で答えることは差し支えない。

3 取材対応における留意事項（事件関係）

取材対応の流れは、本省は参考図1、法務局は参考図2及び地方法務局は参考図3のとおりである。

(1) 面談による取材

ア 取材申込み時

(ア) 取材申込み時の対応

窓口応対者は、記者の所属、氏名、連絡先及び取材内容を確認し、改めて連絡する旨回答した上で、取材責任者に報告する。

(イ) 取材応対者の決定等

取材責任者は、取材に応じるか否かを決定し、取材内容に応じて適

切な取材応対者を指定する。

(ウ) 応答例等の事前準備

取材応対者は、必要に応じて応答例を作成し、取材責任者の決裁を得る。

法務局は、応答例その他対応方法について疑義があるときは、所管課等又は訟務広報官の指示を求めなければならない。

地方法務局は、応答例その他対応方法について法務局の指示を求めなければならない。

イ 取材対応時

(ア) 取材対応の場所等

① 原則

訴訟事件の処理を行う事務室以外の会議室等で対応する。

② 例外

会議室等が使用できないときなど、やむを得ず訴訟事件の処理を行う事務室で対応するときは、机上等の事件記録や掲示板、又は他の職員の会話等から記者に無用の情報を与えないように十分に配慮する。

(イ) 相手方の確認

取材に応ずるに当たり、名刺の提示を求める等して、記者の所属、氏名等の確認をするよう努める。

(ウ) 対応の方法

対応に当たっては、記者の所属や専門分野等を勘案しながら、できる限り複数の取材応対者により対応し、原則としてそのうちの上位の職員が口頭により答える。

(エ) 資料の提供

口頭によって答えると重要な点で誤解を生ずるおそれのあるとき、当方から積極的に広報することが相当であるとき、その他文書を交付することが相当であるときは、これを交付して差し支えない。

ウ 庁舎外での取材

裁判所等での予定外の取材（いわゆるぶら下がり取材）を申し込まれたときは、その場で対応することなく、窓口応対者に申し込むよう教示する。ただし、訴訟事件の主任官（部付以上の者。ただし、事務官主任事件に関しては上席訟務官）が、出廷後に当該期日における国側の主張内容の確認、又は法律用語等の意味に関する質問を受けたときは、周囲の状況から混乱の生ずるおそれがない場合に限り、客観的に明らかな事項について答えて差し支えない。

検証期日等の現場において、あらかじめ取材があることが予想され、かつ、同現場で取材対応を行うことが国側の主張等の正確な報道のために効果的であると判断されるときは、既に準備書面で主張している内容に基づき、その要点を簡潔に説明して差し支えない。

## (2) 電話による取材

### ア 取材申込み時の対応

電話による取材申込みを受けた窓口応対者は、記者の所属、氏名、連絡先（記者の存在を確認している場合を除き、記者の勤務先代表電話番号が望ましい。ただし、携帯電話番号を連絡先として指定された場合は、勤務先代表電話番号も併せて確認する。）及び取材内容等を確認し、改めて連絡する旨回答した上、取材責任者に報告する。

ただし、取材に答えられない場合は、窓口応対者においてその旨即答して差し支えない。

なお、法務局・地方法務局は、本省に対しても取材の申込みがされる可能性があると判断したときは、速やかに、所管課等（所管が不明な場合は訟務広報係）に電話連絡をする。

### イ 取材応対者の決定及び取材応答例の作成

電話による取材申込みがあった場合の取材応対者の決定及び取材応答例の作成については、上記(1)ア(イ)「取材応対者の決定等」及び同(ウ)「応答例等の事前準備」の取扱いを準用する。

### ウ 応答の方法

取材応対者から電話をかけて取材に応ずるときは、記者の存在を確認している場合を除き、できる限り、記者の勤務先の代表電話番号に架電し、記者の所属、氏名を確認の上、あらかじめ確認した取材事項について回答し、これ以外に質問が及んだときは、回答を留保するか又は質問には答えられない旨回答する。

## (3) 記者説明（記者レク）

報道機関の関心が高い訴訟事件について、当該訴訟事件を追行している所管課等又は法務局において、①積極的に広報することが相当であるとき、②特定の報道機関に個別に対応することが他の報道機関との関係で適切でないときは、法曹記者クラブ又は司法記者クラブを通じて記者説明（以下「記者レク」という。）を行うことができる。

### ア 内容

裁判所に主張・立証した事項等のうち、所管課等又は法務局において、積極的な広報が必要であると判断した事項について行う。

### イ 訟務広報官との協議

所管課等又は法務局は、記者レクが必要であると判断したときには、説明事項及び時期並びに説明者について、適宜の方法により証務広報官と協議を行う。

#### ウ 所管行政府への協力依頼

所管課等又は法務局は、あらかじめ、所管行政府に対し、記者レクの趣旨を説明した上で、必要に応じ、資料の提供、記者レクへの同席等の協力を依頼する。

#### エ 場所

当該訴訟事件が係属する裁判所の司法記者クラブ（本省の場合は、法曹記者クラブ又は東京の司法記者クラブのいずれか）又は裁判所の最寄りの法務局の会議室において行う。

#### オ 実施方法

##### (ア) 説明原稿及び応答例の作成

記者レク説明者は、必要に応じて説明原稿及び応答例（案）を作成し、所管課等の長（法務局にあっては証務部長）の決裁を得なければならぬ。

法務局は、対応方法に疑義があるときは、所管課等に指示を求めなければならない。

##### (イ) 会場設営・配布資料等

記者クラブ幹事社との連絡調整（記者レク開催の旨、開催の条件（カメラ取材に応じないこと、記者レク説明者の役職・氏名を公表しないこと等）、時間、場所等の連絡及び配布資料の部数の確認等）及び会場設営（法務局で行う場合）並びに配布資料の作成は、記者レクを開催する場所に応じ、法務局又は地方法務局が行う。ただし、本省実施事件で、法曹記者クラブ又は東京の司法記者クラブのいずれかで行われるものについては証務広報係及び所管課等が行う。

#### カ その他の留意事項

記者レクは、記者会見と異なり公開を前提とした報道対応ではないので、カメラ取材には応じない。

#### (4) 記者クラブに対する資料提供（投げ込み）

報道機関の関心が高い訴訟事件について、当該訴訟事件を追行している所管課等又は法務局において、①積極的に広報したい情報があるとき、②より多くの報道機関に迅速に情報提供したいと判断したときは、記者クラブに資料提供（以下「投げ込み」という。）を行うことができる。

#### ア 投げ込み先

投げ込みは、原則として、当該訴訟事件が係属する裁判所の司法記者

クラブ（本省の場合は、法曹記者クラブ及び東京の司法記者クラブ双方）に対して行う。

#### イ 内容

投げ込みは、裁判所に主張・立証した事項、期日の内容、上訴理由、その他所管課等又は法務局において、積極的な広報が必要であると判断した事項について行う。

#### ウ 実施方法

##### (ア) 投げ込み原稿の作成

所管課等が作成する。

##### (イ) 部数の確認

提供資料の必要部数は、あらかじめ、投げ込みの実施を行う者（後記（ウ）参照）が、投げ込み先の記者クラブの幹事社に確認する。

##### (ウ) 投げ込みの実施

投げ込みの日時は所管課等が決定する。

投げ込みの実施は、法曹記者クラブ内又は東京の司法記者クラブに対して行うものは訟務広報係が行う。他の司法記者クラブに対して行うものは、法務局・地方法務局が行い、実施後速やかに訟務広報係及び所管課等に電話連絡をする。

#### エ 事後照会があった場合の対応

提供した書面の内容に関し、事後に照会があった場合は、提供した書面の範囲内で、取材責任者又は取材応対者において、正確さと分かりやすさを旨として回答する。

#### (5) 記者会見

訟務部局は、訴訟事件について、原則として、テレビカメラ、スチールカメラ等が入って行われる記者発表（以下「記者会見」という。）は行わない。

ただし、取材責任者において、事案の軽重、社会的影響等を勘案して、特に記者会見が必要であると認められるときは、事前に、本省においては訟務広報官と、法務局においては所管課等及び訟務広報官と協議をし、対応方法につき、訟務局長の決裁を得て記者会見を行うことができる（なお、地方法務局においては単独での記者会見は行わない。）。

法務局・地方法務局において記者会見を行うときは、所管課等から応答例を含めて具体的な指示を行う。

訟務広報官は、必要に応じ、所管課等、法務局・地方法務局、行政庁と連絡調整を行う。

#### (6) 個別の資料提供（投げ込みを除く。）

報道機関から訴状、答弁書、上訴状、準備書面、書証等（以下「準備書面等」という。）の写しの提供を求められたときは、以下のとおり対応する。ただし、判決書の写しの提供については、裁判所が作成したものであり、国側の主張について正しく理解してもらうという取材対応の目的に含まれないことから、原則として断ることとする。なお、国側の主張等の正確な報道のために判決内容の説明が必要であり、かつ、判決書の写しを提供して説明しないと判決内容を正しく理解してもらうことが困難と認められる場合には、所管課等と対応について協議する。

#### ア 提供の可否について

報道機関から準備書面等の写しの提供を求められたときは、速やかに民事訴訟法第92条の訴訟記録の閲覧等の制限の決定又は申立て（以下「閲覧等制限の決定等」という。）がされていないか裁判所に確認する。閲覧等制限の決定等の範囲が全体又は主要な部分に及んでおり、当該部分を除くと国側の主張が明確でなくなる場合には、原則として準備書面等の提供を断ることとする。

準備書面等の提供の可否について疑義があるときは、法務局は所管課等の指示を求め、地方法務局は法務局の指示を求める。

閲覧等制限の決定等がされている場合の対応について疑義があるとき、及び判決書の写しの提供を検討するときは、法務局・地方法務局は所管課等の指示を求める。この場合において、地方法務局は法務局を経由して指示を求める。

#### イ 提供の時期

裁判所に提出前の準備書面等は提供の対象としないが、裁判所へ提出後は、陳述前でも提供して差し支えない（なお、後記ウ(イ)のとおり説明する。）。

#### ウ 提供方法

##### (ア) 次の事項を削除又はマスキングする

- ① 指定代理人等の氏名（指定代理人及び選任代理人の氏名や押印等は、国側の主張内容と関係なく、それぞれ職務として代理人の立場にあるにすぎないため、削除又はマスキングをする。）
- ② ホームページ等で公表していない直通電話番号及びFAX番号（例えば、「行政機関のための予防司法支援制度利用の手引」（令和元年5月）に掲載している場合であっても、同手引は一般に公表しているものではないため、削除又はマスキングをする。）
- ③ 原告名（法人名を含む。）及び事件番号（原則として、情報公開法第5条第1号柱書き又は同条第2号イに規定する不開示情報に該

当するため、削除又はマスキングをする。これらが不開示情報に該当する理由及び不開示情報に該当しない場合については、平成19年9月18日付け訟務企画課訟務広報官事務連絡及び平成23年3月1日付け訟務企画課訟務広報官事務連絡参照)

④ 上記①から③までのほか、情報公開法第5条各号に規定する不開示情報に該当する部分、閲覧等制限の決定等の対象部分

(イ) 準備書面等の写しの提供は、情報取扱基準（平成27年3月31日法務省情報セキュリティ委員会決定）に定める情報の提供、運搬又は送信をする場合に当たるため、原則として課室等情報セキュリティ責任者の許可が必要となる。

(ウ) 提供する準備書面等が大部のときは、提供する書面の作成に日時を要する旨、あらかじめ報道機関へ申し入れて承諾を得る。

(エ) 写しの提供に当たり、当該写しが陳述前の準備書面等である場合は、いまだ裁判所に主張した扱いになっておらず、主張内容が変更されたり、予定の期日に陳述されない可能性もあるので、必要に応じて準備書面等の余白に「陳述未了のため取扱注意」などの記載をし、陳述されるまで取扱いに注意してもらうよう説明する。また、上記(ア)による処理を行った場合はその旨を説明する。

#### エ 事後照会があった場合の対応

提供した準備書面等の内容に関し、事後に照会があった場合は、提供した書面の範囲内で、取材責任者又は取材応対者において、正確さと分かりやすさを旨として回答する。

#### (7) その他

##### ア 事件記録の閲覧の可否

事件記録の閲覧は認められないので、報道機関から事件記録の閲覧について依頼があった場合は、依頼に応じられない旨回答し、かつ、裁判所の閲覧制度を教示する。

##### イ 報道機関以外からの取材対応

学者等報道機関以外の者からの調査等の目的による取材に応ずる場合は、取材目的等を十分見極めた上での対応を心掛けるほか、報道機関の場合に準じて対応する。

##### ウ 行政庁による取材対応

行政庁による、具体的な事件に関する取材対応については、今後の訴訟追行に影響を及ぼす可能性があることから、事件打合せ等の機会を利用して、行政庁職員に対し、次の事項に留意するよう、周知する。

(ア) 国側の主張・立証方針、和解に臨む方針、上訴するかどうかなど

の訴訟対応方針等で、今後の訴訟追行に支障を来すおそれのある事項については言及しないこと。

- (イ) あらかじめ取材が予想されるときは、事前に証務部局の担当者とその対応について協議すること。
- (ウ) 取材の申込みがあったときには、速やかに証務部局の担当者に連絡し、対応を協議すること。
- (エ) 報道機関からの取材に対応したときは、その結果を速やかに証務部局の担当者に報告すること。

## エ 選任弁護士による対応

選任弁護士は、報道機関からの取材申込みには原則として、対応せず、証務部局において対応する。ただし、具体的な事件に関し、法廷における国側の選任弁護士の発言や法律用語等についての確認的な質問について客観的に明らかな範囲内で答えることは差し支えない。この場合、その結果を速やかに証務部局の担当者に報告するよう、あらかじめ選任弁護士に周知する必要がある。

## オ 証人・鑑定人等に対する取材

国側証人や鑑定人等（以下「証人等」という。）に対する取材には、証人等の意向を確認し対応する。証人等がマスコミへの取材に消極的であるときは、その意向を最大限尊重し、証人の意に反した取材がされないよう配慮する。

特に大型集団訴訟においては、証人等に対するマスコミからの取材によっては、証人等が良心に従ってありのままに証言又は陳述することが困難となり、公正な裁判への影響が懸念される事態も生じ得る。このような訴訟において、国側申請の証人尋問や鑑定人に対する質問が予定されているときは、証人等の意向及びマスコミの動向にも注意を払い、場合によっては、あらかじめ裁判所に対し、裁判所の庁舎管理区域内におけるマスコミの取材に十分な配慮を求めるとともに、上級庁とも連携しながら証人等の安全について十分に配慮する。

## 4 取材対応における留意事項（事件以外）

### (1) 証務事務全般

証務制度に関する事項で、法務省ホームページに掲載されている事項については、法務局及び地方法務局で対応して差し支えないが、証務組織や予算関連事項については本省において対応するので、証務広報官に取材申込みをするように教示する。

### (2) 法務局・地方法務局の証務以外の所掌事務、組織、職員の人事等に関する事項

法務局・地方法務局の訟務以外の所掌事務、組織、職員の人事等に関する事項等については、本事務連絡の対象としない。

## 5 取材対応結果報告等

### (1) 取材対応結果報告

取材応対者は、取材対応結果を取材責任者に報告するとともに、訴訟手続など訟務事務一般についての簡易な取材対応を行った場合を除き、別添様式「争訟事件関係取材対応結果報告票」（以下「報告票」という。）により訟務広報官（地方法務局にあっては、訟務広報官及び法務局訟務管理官）に報告する。報告票は、取材応対者以外の者が作成しても差し支えない。

### (2) 報告票の保存

報告票は、事件記録に編綴するものとする。

### (3) 訟務広報官は、法務局又は地方法務局から上記(1)の報告を受けたときは、報告票の写しを所管課等に配布するほか、事案の軽重、社会的影響等を勘案し、必要に応じて訟務局長まで供覧する。

所管課等は、報告票の写しを事件記録に編綴するものとする。

### (4) 訟務広報係は、報告票を基に「争訟事件関係取材対応結果報告一覧表」を作成し、所管課等、法務局・地方法務局に提供する。

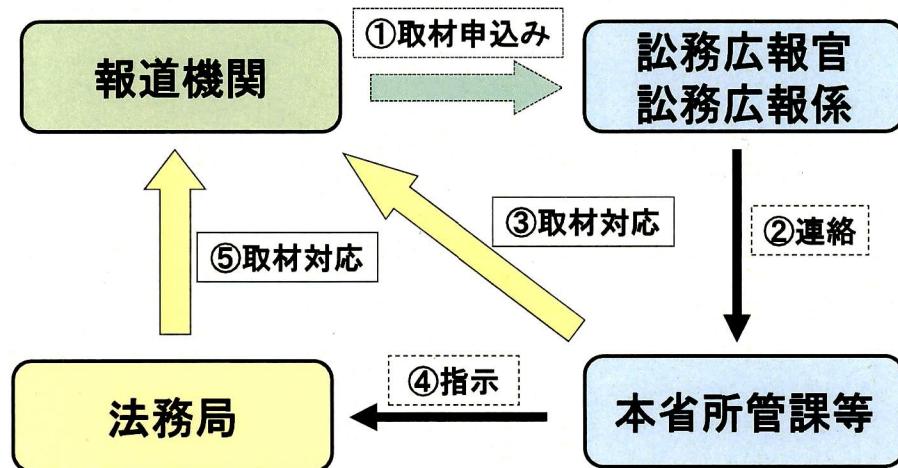
### (5) 訟務広報係は、所管課等が、秘書課広報室を経由せずに法曹記者クラブ又は東京の司法記者クラブ以外の記者から取材を受けた場合は、事案の軽重を勘案し、秘書課広報室に取材に応じた旨を報告する。

## 6 新聞報道等の把握

### (1) 法務局及び地方法務局は、国の利害に關係のある訴訟に関する報道の把握に努め、当該報道を把握したときは、ファクシミリ、メール等適宜の方法により、速やかに所管課等（地方法務局にあっては所管課等及び法務局。所管課等が不明確な場合は訟務広報係。）に報告する。

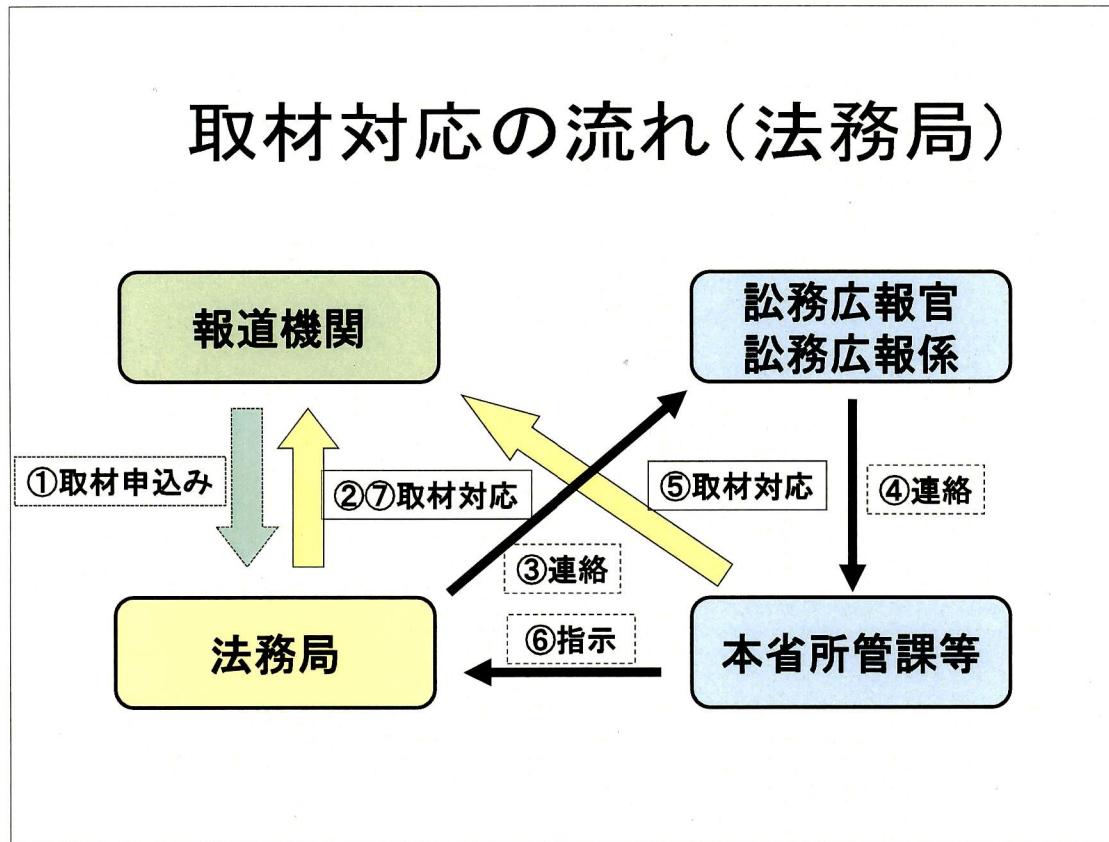
### (2) 所管課等は、国の利害に關係のある訴訟に関する報道を把握した場合は、事案の軽重、社会的影響等を勘案し、必要に応じ、訟務局長に報告するとともに、訟務広報係に情報提供をする。

## 取材対応の流れ(訟務局)



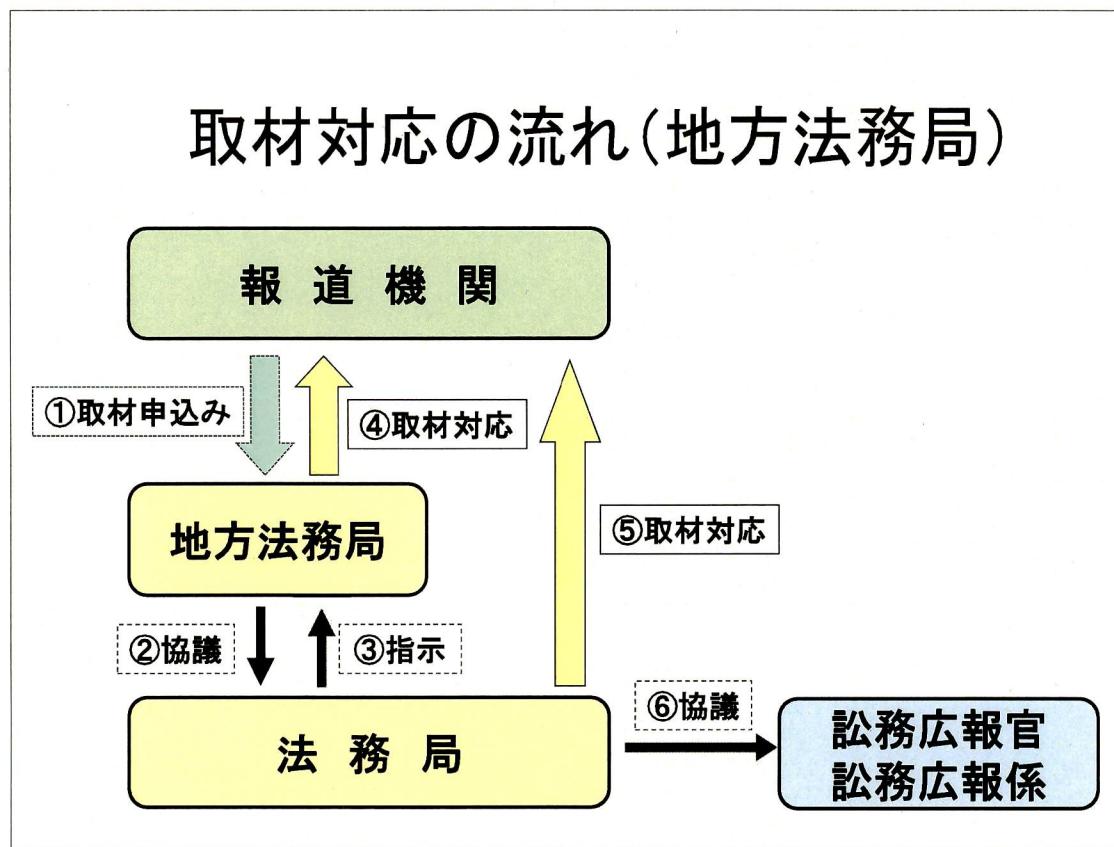
【本省に対して取材申込みがあった場合における、取材申込みから取材対応までの流れ(代表的なもの)】

- ①報道機関から訟務広報官又は訟務広報係に対して取材申込み。
- ②訟務広報官又は訟務広報係から所管課等に取材内容及び報道機関名等を連絡する。
- ③所管課等はどこ(所管課等又は法務局)で対応すべきかを判断する。所管課等において対応すべき事案であると決定したときは、取材応対者が報道機関に対して直接連絡を取り、以後の取材対応を行う。
- ④法務局において取材対応をすべきであると判断したときは、所管課等から、その旨を法務局(訟務部長又は訟務管理官)に連絡するとともに、必要に応じ、取材対応について個別の指示をする。
- ⑤④の指示・連絡を受けて、法務局における取材応対者が取材対応を行う。
- ⑥取材対応結果報告を訟務広報官宛て行う。



【法務局に対して取材申込みがあった場合における、取材申込みから取材対応までの流れ(代表的なもの)】

- ①報道機関から法務局(窓口応対者・訟務管理官又は訟務管理官が指定した者)に対して取材申込み。
- ②窓口応対者は、取材責任者(訟務部長)に取材内容及び報道機関名等を伝える。取材責任者は、③の連絡を要しないと判断したときは、取材内容に応じた適任者(取材応対者)を指名する。取材応対者は必要に応じて応答例を作成し決裁を了するなどした上で、報道機関との対応を行う。  
[さらに、取材対象事件が本省広域監督事件や本省との共同実施事件であるとき]
- ③窓口応対者は、取材対象事件が本省広域監督事件や本省との共同実施事件であるとき、その他取材対応に疑義があるときは、訟務広報官又は訟務広報係に連絡する。
- ④③の連絡があったときは、訟務広報官又は訟務広報係は所管課等に取材内容及び報道機関名等を連絡する。
- ⑤所管課等(取材責任者)は、取材内容を検討し、本省で対応すべきと判断したときは、本省の取材対応者に対応させる。
- ⑥所管課等(取材責任者)が法務局で対応すべきと判断したときは、所管課等から、その旨を法務局に連絡し、必要に応じ、取材対応について個別の指示をする。
- ⑦⑥の指示を受けて、法務局は報道機関への対応を行う。
- ⑧取材対応結果報告を訟務広報官宛て行う。



【地方法務局に対して取材申込みがあった場合における、取材申込みから取材対応までの流れ(代表的なもの)】

- ①報道機関から地方法務局(窓口対応者・総括上席訟務官又は上席訟務官が一人の場合は上席訟務官(以下「取材責任者」という。), 又は取材責任者が指定した者)に対して取材申込み。
- ②取材責任者は、窓口応対者から取材内容を確認し、法務局の取材応対者に取材内容及び対応案等を伝える。
- ③法務局において、具体的な取材対応方針を決定し、地方法務局取材責任者に指示を行う。
- ④指示を受けた地方法務局取材責任者は、自ら取材に対応するか、又は取材応対者を指定して取材に対応させる。
- ⑤法務局が取材対応すべきであると判断したときは、法務局の取材応対者が取材対応する。
- ⑥法務局において、取材対応に疑義がある場合は、訟務広報官又は訟務広報係に連絡する。
- ⑦訟務広報官又は訟務広報係が法務局から取材内容の連絡を受けた後の流れは、参考図2④ないし⑥に準ずる。
- ⑧地方法務局が取材に応じたときは、その結果を訟務管理官及び訟務広報官に報告する。

## 争訟事件関係取材対応結果報告票

	取材日時 (資料提供日)	対応局部課等 (局部課等名、 取材対応者の 官職・氏名)	本省 所管課等 (担当官名)	取材場所 等	報道機関名	肩書	氏名／ 電話番号	「〇〇訴訟」 又は事件番 号・事件名	係属 裁判所	取材事項の種 類・具体的な内 容	説明内容等	提供 資料名	その他参考事項
記 載 例	R2.1.16	〇〇法務局 訟務部 訟務管理官 〇〇〇〇	〇〇訟務課 (〇〇局付、 〇〇係員)	電話	〇〇新聞社	記者	〇〇〇〇 /〇〇〇-〇 〇〇〇-〇 〇〇〇	〇〇訴訟	〇〇地裁	国の主張内容	相手方: 〇〇訴訟に対する国の主張について 当方: 原告の請求に対して棄却を求めた。 相手方: 国の主張の具体的な内 容について 当方: 今後、準備書面で明らかにする予定である。	答弁書	閲覧等制限の申立て・ 決定なし(R2.1.15確認)

リスト

取材場所等	取材事項の種類・具体的な内容
電話	事案の概要・争点
局庁舎内	国の主張内容
裁判所内	同種事件
その他	判決内容
	上訴(提訴)関係
	資料等の提供依頼
	その他